

# 「第2次やまなし食育推進計画」

平成23年8月

山梨県

# 目 次

---

I	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画期間	
II	食育をめぐる本県の現状	4
1	食生活と健康の状況	
2	農林畜水産業の状況	
3	「(第1次)やまなし食育推進計画」の達成状況	
4	食に関する県民意識と外部環境の変化	
III	食育推進における課題	17
IV	食育推進の基本的な考え方	20
1	基本理念・基本目標	
2	基本方針	
V	食育推進に関する施策	22
○	施策体系	
○	具体的施策	
1	家庭における食育の推進	
2	学校・保育所等における食育の推進	
3	地域における食育の推進	
4	ライフステージに対応した食育の推進	
5	地産地消の推進と食文化の継承	
6	食育県民運動の展開と推進体制の充実	
VI	重点項目と数値目標	33
1	重点項目	
2	数値目標	
VII	計画の推進にあたって	38
1	推進体制	
2	関係者の役割	
3	計画の進行管理	

# I 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

- 近年、社会経済状況のめまぐるしい変化、日々の忙しい生活の中で、人々は毎日の「食」の大切さを忘れがちです。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題など、「食」に関する情報が氾濫する中で、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められています。
- こうした食を巡る環境の変化に伴う様々な問題に対処していくため、平成17年7月、食育基本法が施行され、同法では、食育は、生きる上での基本であって、教育の三本柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てるものとして食育の推進が求められるとされています。
- これを受けて、県では、平成18年12月に「やまなし食育推進計画」を策定し、関係者が連携しながら、県民運動として、様々な食育の取り組みを進めてきました。その結果、食育の認知度の高まりや、食育の推進に関わるボランティアの増加、地産地消への生産者・事業者、消費者の実践など、一定の成果をあげています。
- しかしながら、生活習慣の乱れ等からくる糖尿病などの生活習慣病有病者の増加、若年層の朝食欠食、家族と一緒に食事をとらない「孤食」の傾向が依然として見られるなど、食育の単なる周知にとどまらず、県民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じた食育活動を「実践」することが重要になっています。
- 国では、平成23年3月「第2次食育推進基本計画」を作成・公表し、その中で、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築に向けて新たな基本方針を掲げています。
- 本県においても、国の新たな基本計画やこれまでの取り組み成果を踏まえ、本県固有の伝統的な食文化の継承なども視野に入れつつ、今後、総合的かつ計画的に県民運動としての食育の推進に向けより一層取り組んでいく上での指針となる「第2次やまなし食育推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 食育基本法に基づく計画

この計画は、食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

### (2) 「チャレンジ山梨行動計画」等との関係

- 「チャレンジ山梨行動計画」は県民の誰もが真の豊かさを実感できる「暮らしやすさ日本一の県づくり」を目指す県の総合計画であり、今後の県づくりに向けた基本的な考え方や将来の姿を示す、県政運営の基本指針です。
- この計画は、県が、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、食育に関する基本的な方針を定め、中期的な施策の方向性を掲げ、具体的な施策をまとめたものであり、「チャレンジ山梨行動計画」と整合を図りながら推進していくものです。
- また、食育の推進に関連する他の県計画等（別掲）との整合も十分図りながら、効果的な計画推進を図っていきます。

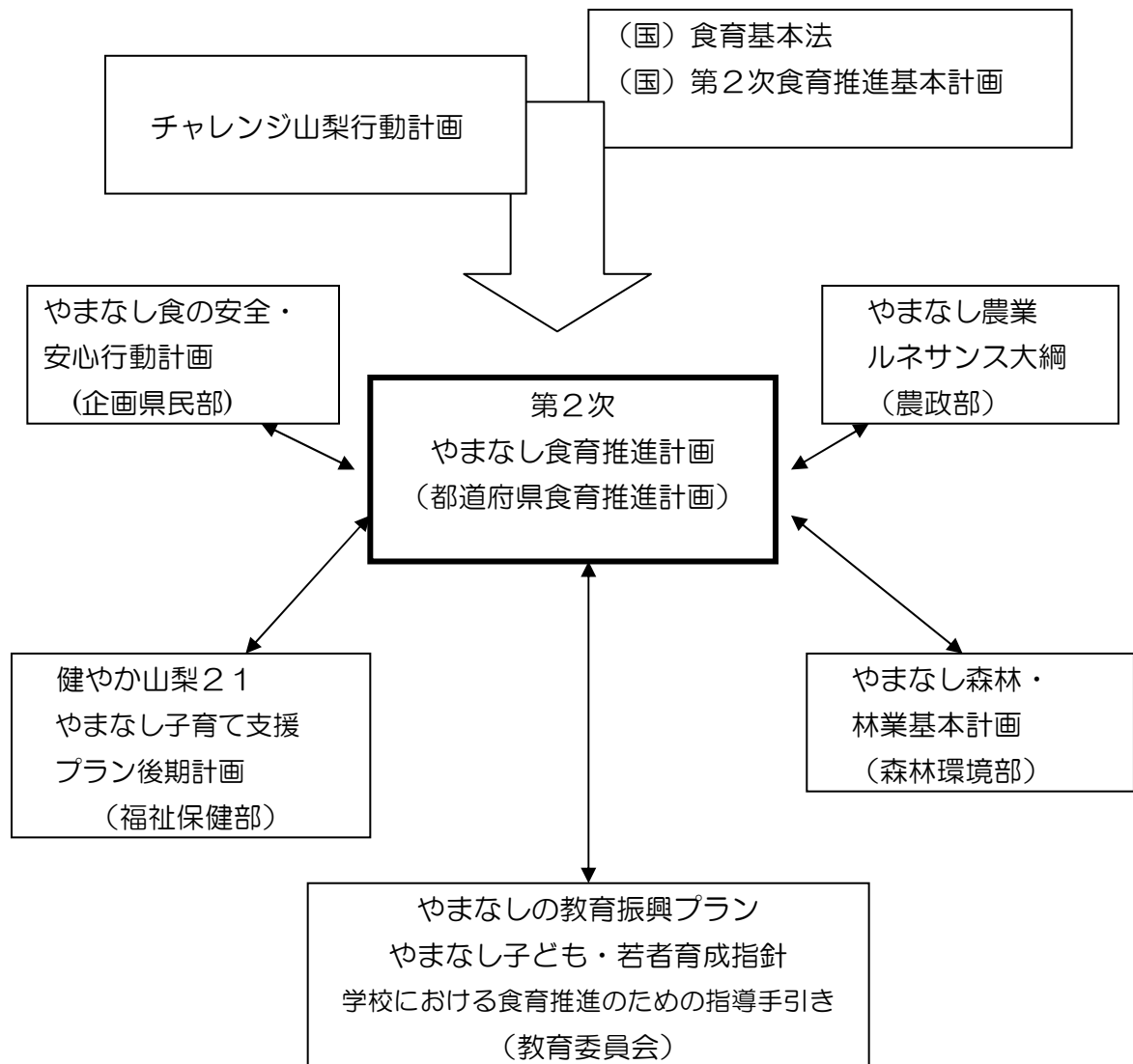
### (3) 総合的な取り組みの指針

この計画は、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域、生産者・事業者、市町村、県など、食育を巡る全ての関係者が、それぞれの立場・役割において、あるいは相互に連携・協働して、食育の推進に取り組む際の総合的な指針となるものです。

## 3 計画期間

この計画の期間は、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

○行動計画、他の県計画等との関連図



## II 食育をめぐる本県の現状

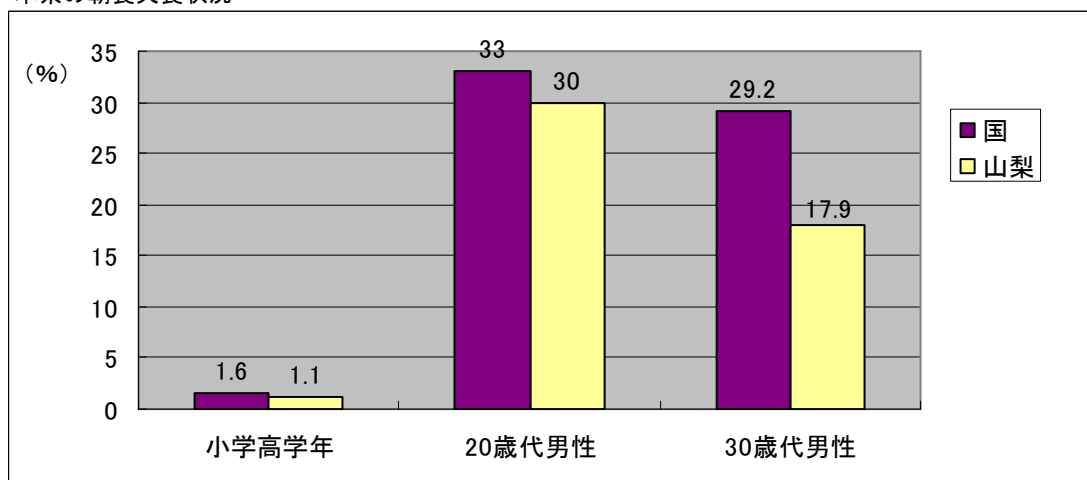
### 1 食生活と健康の状況

#### (1) 食生活の状況

##### ア 朝食の欠食状況

本県の朝食欠食率は、20歳代男性で30%、30歳代男性で17.9%であり、20歳代男性の欠食率が特に高くなっています。

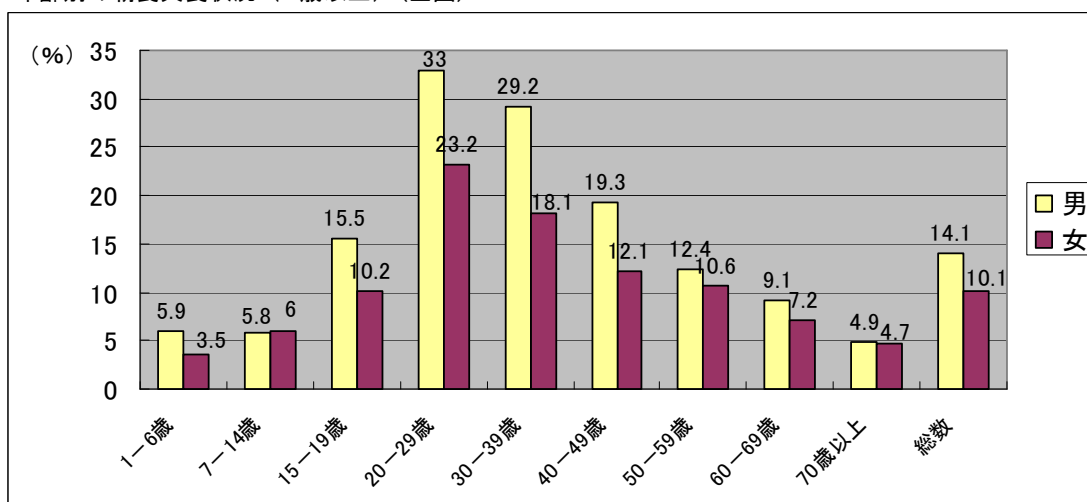
本県の朝食欠食状況



国：平成19年度児童生徒の食生活等実態調査、平成21年国民健康・栄養調査  
 県：平成21年県民栄養調査(山梨県、以下同)

全国の年齢別朝食欠食率を見ると、男性では10歳代後半から40歳代にかけて欠食率が高く、女性では20歳代、30歳代が高くなっています。

年齢別の朝食欠食状況(1歳以上)(全国)

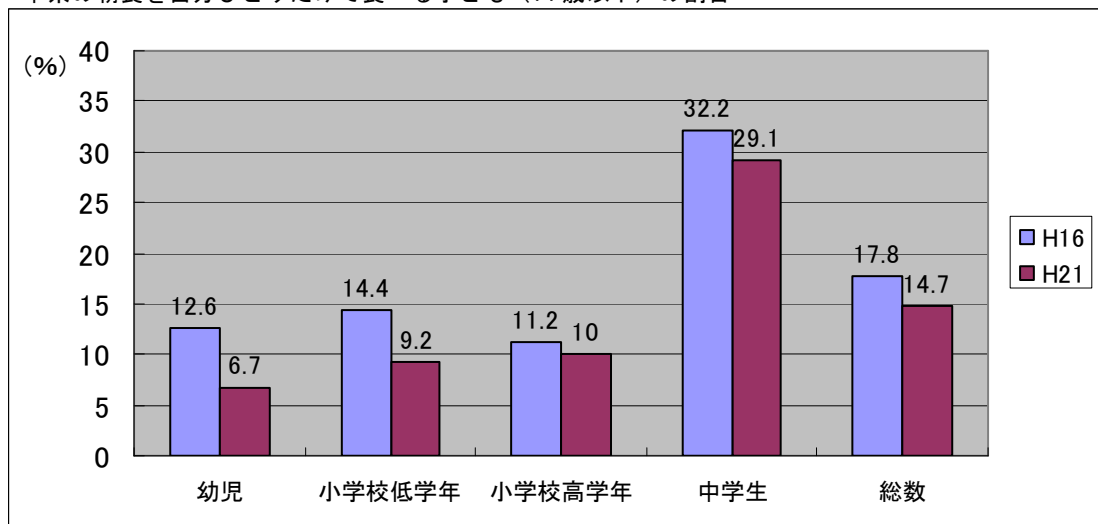


平成21年国民健康・栄養調査

## イ 朝食の孤食状況

本県の中学生以下の子どものうち、朝食を一人で食べる子どもは、全体で 14.7%でした。幼児から中学生まで各年代とも平成16年より少なくなっているものの、依然として、小学生では 10 人に 1 人、中学生では 3 人に 1 人と高い状況にあります。

本県の朝食を自分ひとりだけで食べる子ども（14 歳以下）の割合



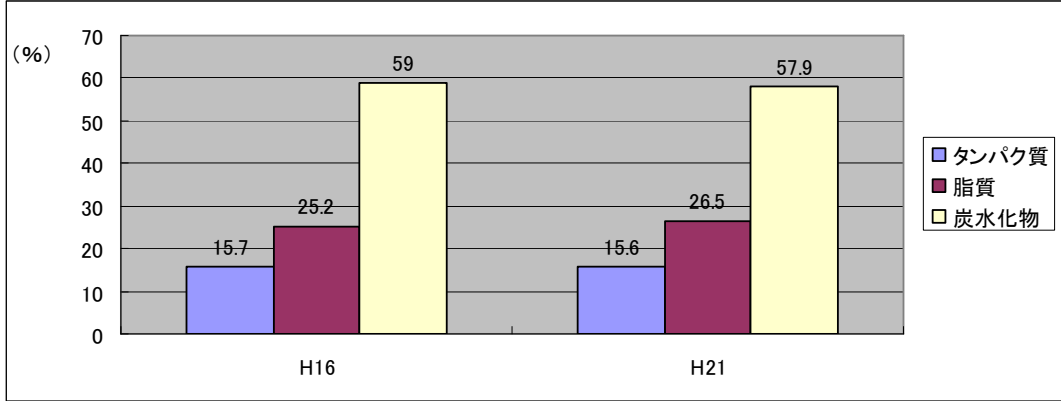
平成 16,21 年県民栄養調査

## ウ 栄養バランスの推移

### ① エネルギーの栄養別構成比の推移

タンパク質、脂質、炭水化物のエネルギー比率（摂取エネルギーに占める割合）の推移を見ると、平成16年に比べて脂質が増加し、炭水化物が減っています。

本県のエネルギーの栄養別構成比

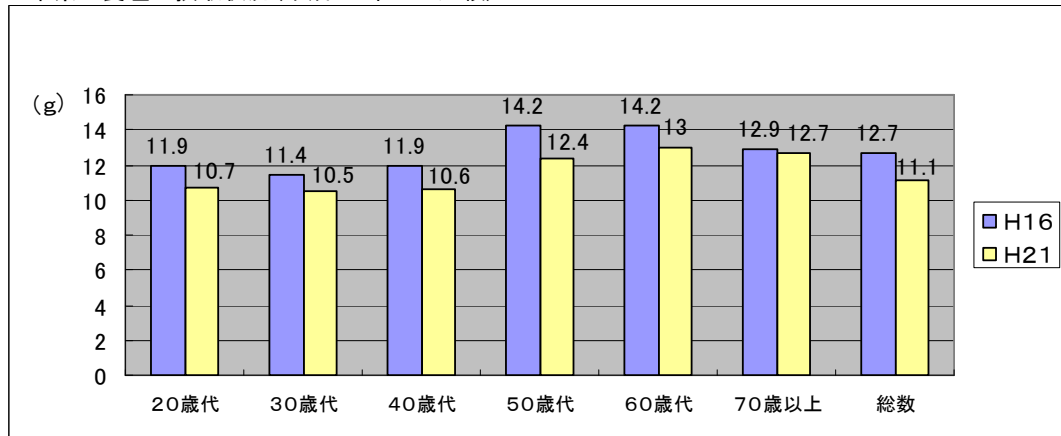


平成16、21年県民栄養調査

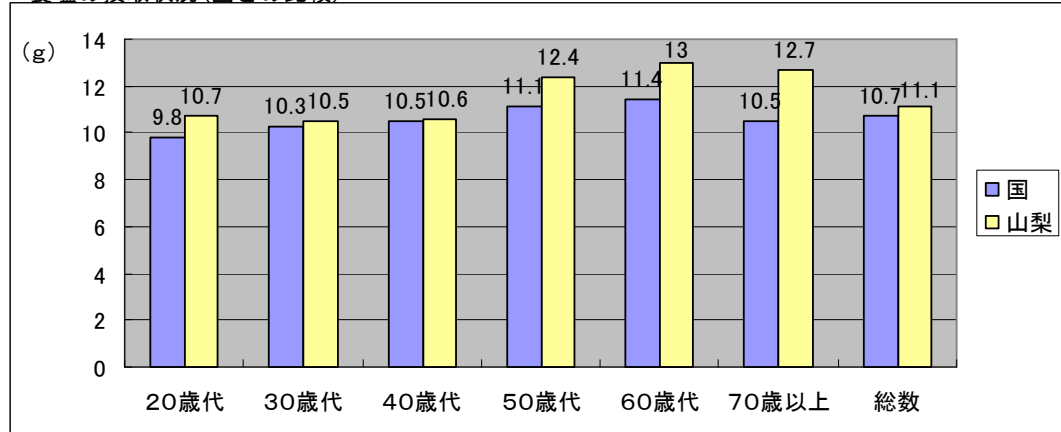
### ② 食塩の摂取状況

平成16年と比較すると全ての年代で食塩の摂取量が減少していますが、全国と比較すると上回っています。

本県の食塩の摂取状況(平成16年との比較)



食塩の摂取状況(国との比較)



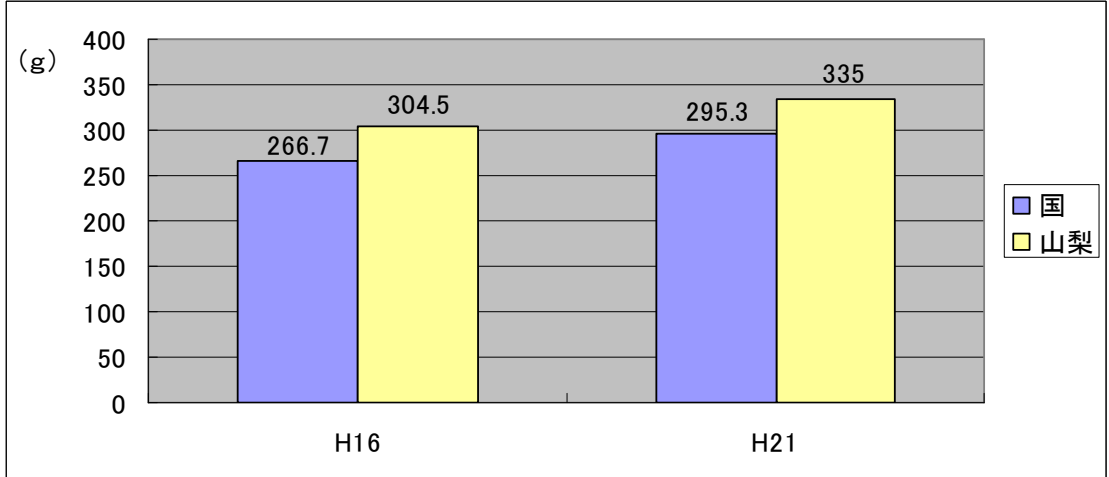
平成21年県民栄養調査 国データは平成21年国民健康・栄養調査から推計



③ 1日の野菜摂取量(20歳以上)

野菜の摂取量は、平成16年度に比べて増加傾向にあります。全国平均の295.3gに対して、本県では335gと上回っていますが、目標とされる350gには満たない状況です。

1日の野菜摂取量(20歳以上)

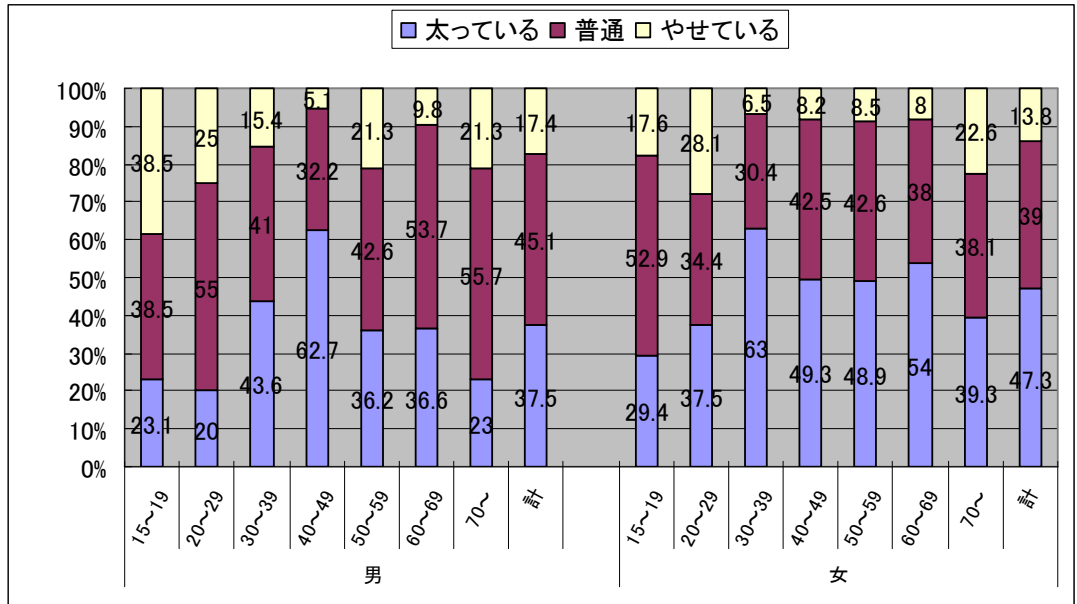


平成21年国民健康・栄養調査 平成21年県民栄養調査

エ 本県の肥満とやせ

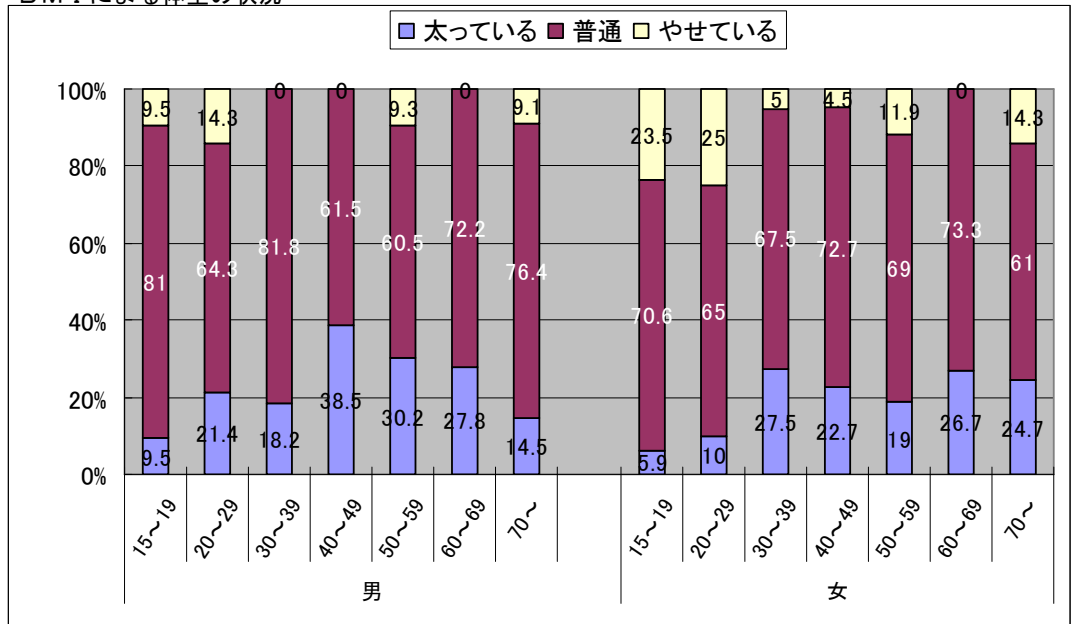
体型の認識を見てみると、「太っている」と思う人の割合が男女ともに高く、年齢階級別では、男性に比べて女性の方が「自分が太っている」と誤って認識している割合が高い状況です。特に、男性の40歳代、女性の30歳代で、実際よりも「太っている」と認識している率が高い傾向が見られます。

体型の認識(あなたは太っていると思いますか。やせていると思いますか。)



平成21年県民栄養調査

BMIによる体型の状況

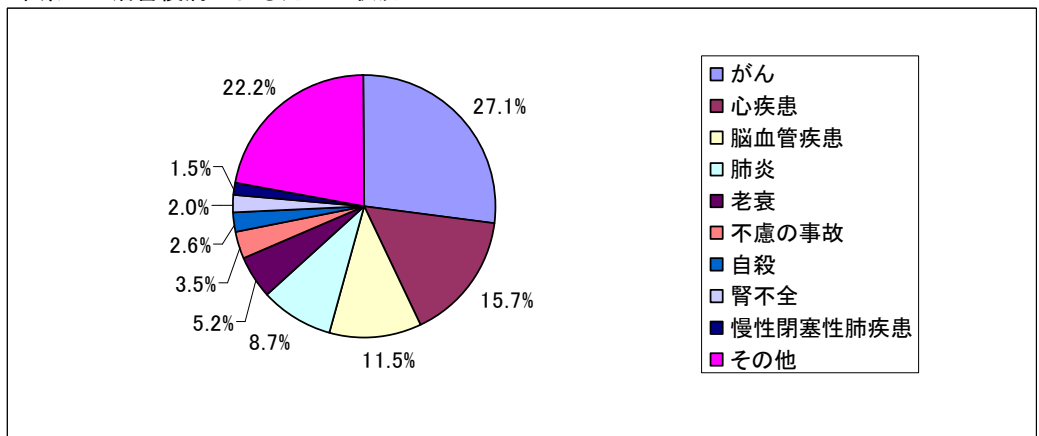


平成 21 年県民栄養調査

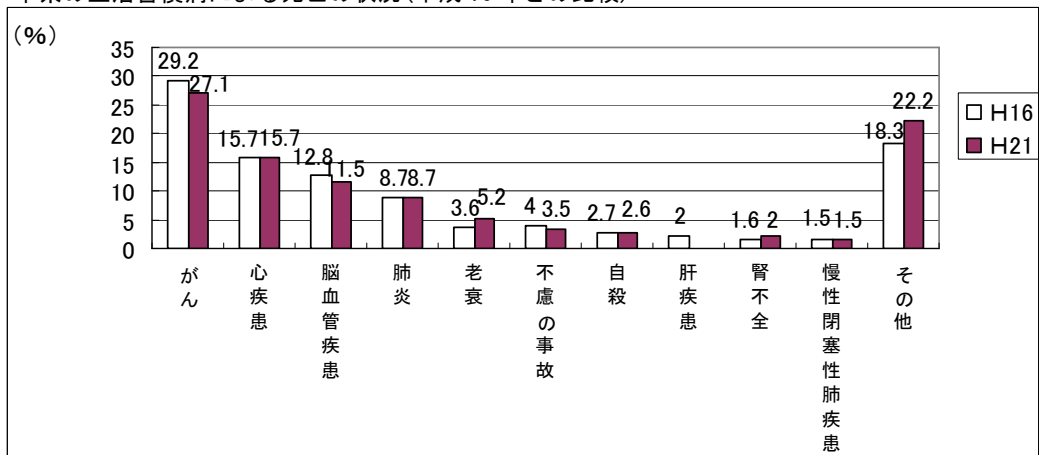
オ 本県の生活習慣病による死亡の状況

死亡要因の上位は、「がん」27.1%、「心疾患」15.7%、「脳血管疾患」11.5%で、これらの生活習慣病による死亡は全体の半数以上となっています。

本県の生活習慣病による死亡の状況



本県の生活習慣病による死亡の状況(平成 16 年との比較)

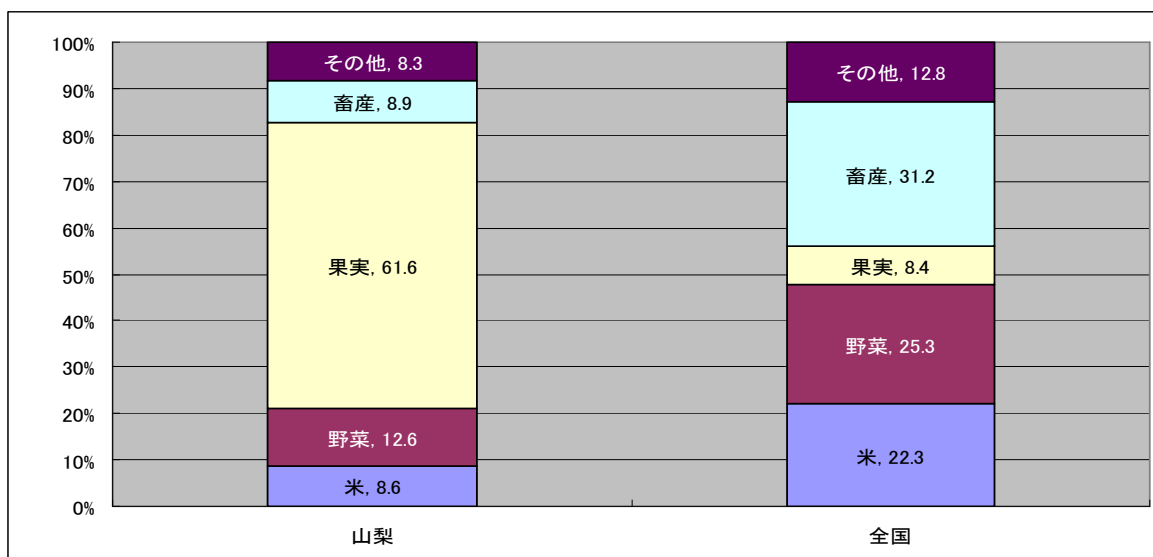


平成 21 年人口動態調査

## 2 農林畜水産業の状況

### (1) 農業生産の状況

本県の農業生産の状況



平成21年農業産出額

#### ① 果樹

本県では、落葉果樹の栽培に適した自然条件を最大限に活かして、生産量日本一のぶどう、もも、すももをはじめ、おうとう、かき、りんご、うめなど多種多様な果実が生産され、「果樹王国山梨」として全国に名を広めており、市場や消費者から高い評価を得ています。

また、県産ぶどうを主原料とするワインの生産も全国のトップクラスです。

#### ② 野菜

本県の野菜は、甲府盆地・ハケ岳南麓地域・富士北麓地域を中心に、立地条件や自然条件を巧みに活かしながら、特色ある産地が形成されつつあります。最近では、環境に配慮した農産物栽培もされています。

#### ③ 畜産

本県の畜産は、峡北地域や富士西麓地域では酪農・肉用牛・養鶏経営が、甲府盆地周辺では養豚・肉用牛経営が営まれ、甲州牛・甲州ワインビーフ・甲州麦芽ビーフ・フジザクラポーク・甲州地どり、頬落(ほおとし)鶏等の県産ブランド畜産物の生産が行なわれています。また、生産者自らが畜産物を加工販売するなど6次産業への取り組みも進められています。

#### ④ 米

本県の稲作は、峡北地域を中心に、峡中地域や富士北麓地域で生産されており、特に、峡北地域は、おいしい米の産地として高い評価を得ています。一方、米穀の需給及び価格の安定を図るため、主食用米の生産調整に取り組んでいます。

⑤ 水産

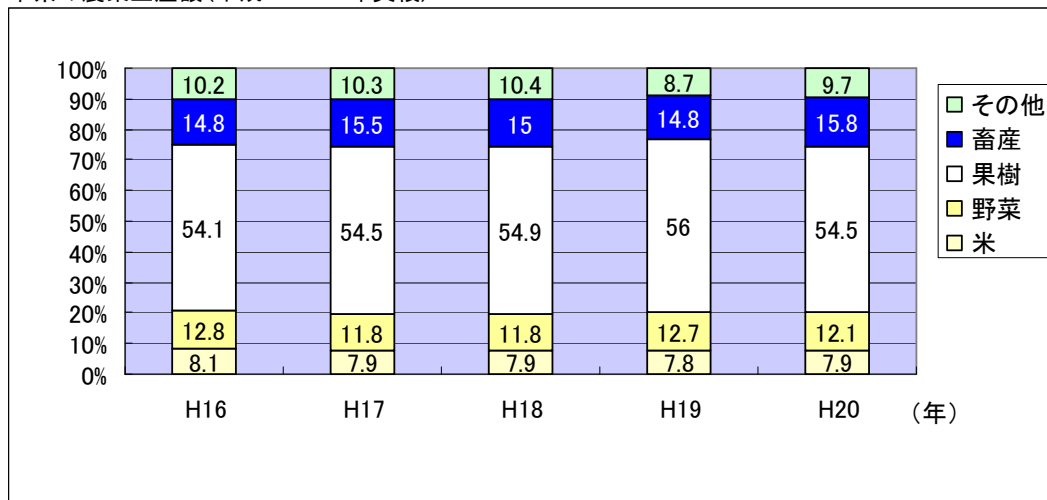
本県の水産は、周囲の山々を源とする清流や湧水を利用した冷水魚の養殖や河川湖沼でのアユ、ヤマメ等を対象とした遊魚が主体となっています。

⑥ 特用作物・地域特産品

本県の茶栽培面積は、峡南地域が大半を占めており、「甲斐のみどり」の銘柄で消費者の好評を得ています。

また、近年、地域の顔となる農産物の生産やその加工品づくりが行われ、多種のジャムやシロップ漬け、手づくり味噌等の新たな特産品が作られています。

本県の農業生産額(平成 16~20 年実績)



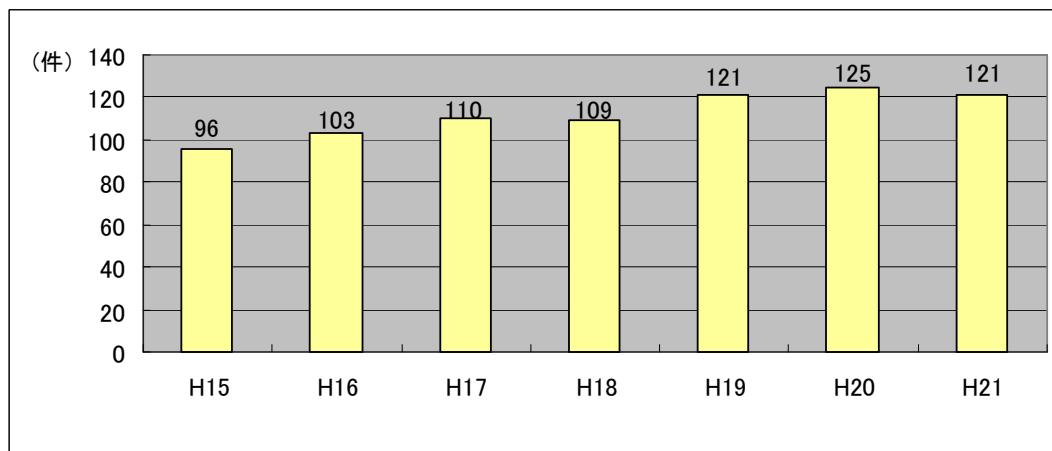
山梨県農業及び水産業生産額実績

(2) 農産物の地産地消

ア 本県の直売所開設件数の推移

平成21年度の直売所数は121箇所、平成19年度以降、120箇所台で推移しています。

本県の直売所開設件数の推移

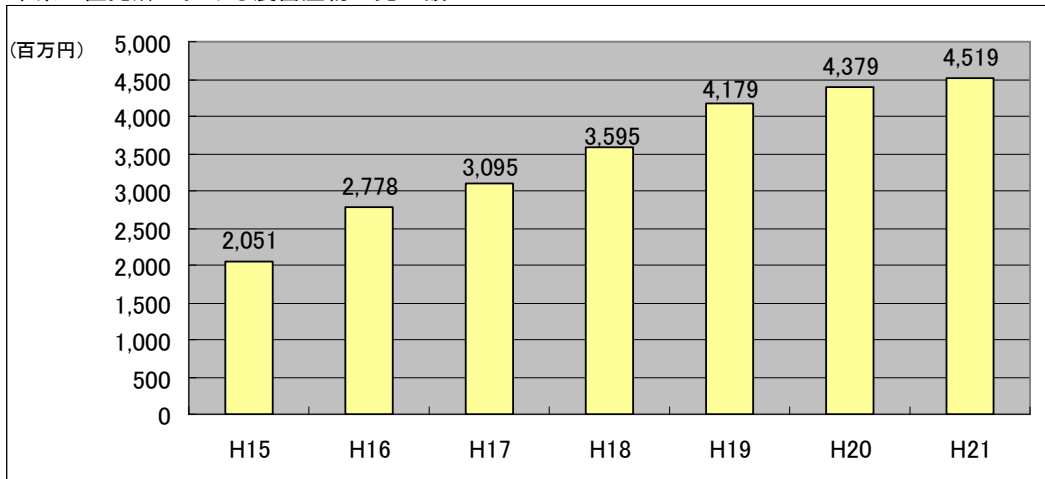


県果樹食品流通課調査

イ 本県の直売所における農畜産物の売上額

平成21年度の農畜産物の売上総額は、約45億円で前年度に比較して3.2% (1.4億円)増加しました。

本県の直売所における農畜産物の売上額

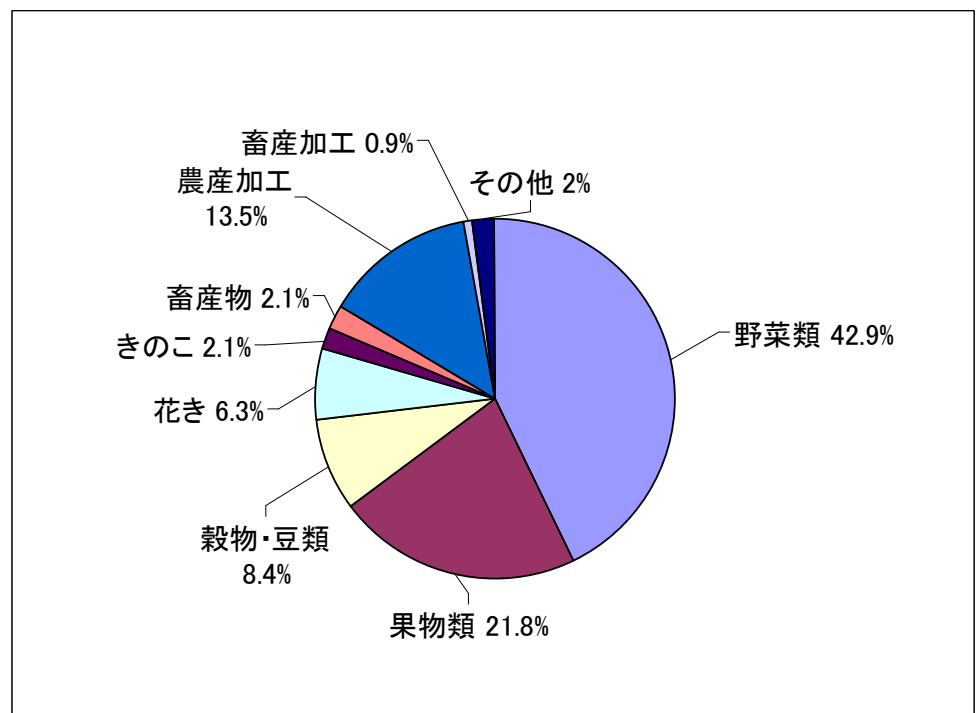


県果樹食品流通課調査

ウ 品目別売り上げ内訳

販売額が最も多かったのは、野菜類(山菜を含む)で42.9%(19.4億円)、次いで、果物21.8%(9.8億円)、穀物(米類)・豆類8.4%(3.8億円)、花き6.3%(2.8億円)の順でした。

品目別売り上げ内訳(平成21年)



県果樹食品流通課調査

### 3 「(第1次) やまなし食育推進計画」の達成状況

「やまなし食育推進計画(平成18~22年度)」における、5つの重点目標ごとの数値目標値に対する達成状況の推移を見ると、地産地消や食育の県民運動等(重点目標3, 4, 5)は殆ど達成しており一定の成果が見られる一方、朝食を欠食する人を減らす取り組みやバランスのとれた食事の実践等(重点目標1, 2)では改善傾向が見られるものの目標値には達していない状況にあります。

#### (1) 重点目標1 朝食を欠食する人を減らそう。

- |  |
|--|
| ① 朝食の欠食率(小学校高学年)                           |
| 目標: 0.0%(H22) 推移: 2.1%(H16) → 1.1%(H21)    |
| ② 朝食の欠食率(男性20歳代)                           |
| 目標: 15%以下(H22) 推移: 25.0%(H16) → 30.0%(H21) |
| ③ 朝食の欠食率(男性30歳代)                           |
| 目標: 15%以下(H22) 推移: 25.0%(H16) → 17.9%(H21) |

朝食の欠食率の目標値は、小学校高学年が0.0%、それ以外は15%以下であるが、「平成21年県民栄養調査」結果では、小学校高学年の割合は1.1%、20歳代男性の割合は30.0%、30歳代男性の割合は17.9%となっており、若い世代を中心に、朝食を欠食する割合が依然として高い状況にあります。

#### (2) 重点目標2 バランスのとれた食事を実践しよう。

- |   |
|---|
| ① 脂肪エネルギー比率(20~40歳代)                          |
| 目標: 25%以下(H22) 推移: 27.4%(H16) → 27.2%(H21)    |
| ② 一日の食塩摂取量(20歳以上)                             |
| 目標: 10g未満(H22) 推移: 13.2g(H16) → 11.8g(H21)    |
| ③ 一日の野菜摂取量(20歳以上)                             |
| 目標: 350g以上(H22) 推移: 304.5g(H16) → 335.0g(H21) |

脂肪エネルギー比率(20~40歳代)、一日の食塩摂取量(20歳以上)、一日の野菜摂取量(20歳以上)のいずれについても、改善は見られるものの、それぞれの目標値には達していない状況です。

#### (3) 重点目標3 「食」に対する感謝の気持ちを醸成しよう。

- |  |
|--|
| ① 学校給食における県産食材の使用割合(重量ベース)                 |
| 目標: 35%以上(H22) 推移: 31.7%(H16) → 35.3%(H22) |
| ② 教育ファームの取り組みがなされている市町村の割合                 |
| 目標: 60%以上(H22) 推移: (H16データ無し) → 96.4%(H19) |

学校給食における県産食材の使用割合の目標値は35%以上ですが、平成22年度調査結果では35.3%であり、目標を達成しています。

教育ファームの取り組みがなされている市町村の割合については、ほとんどの市町村で既に取り組みに着手しており、順調に推移しています。

(4) 重点目標4 農林畜水産物の地産地消県民運動を推進しよう。

① 地産地消サポーター数 目標：1,200人以上(H22) 推移：1,022人(H17) → 1,230人(H21)
② 直売所の登録販売者数 目標：延べ10,500人以上(H22) 推移：9,412人(H17) → 11,249人(H21)
③ 学校給食における県産食材の使用割合(重量ベース)(再掲) 目標：35%以上(H22) 推移：31.7%(H16) → 35.3%(H22)

地産地消サポーター数については、イベントでの呼びかけ等により、年々賛同者が増加し、平成21年度に目標値を達成しています。

直売所の登録販売者数については、直売所が地域で気軽に販売できる拠点としての認識が広がったこと、また、生産者組織の育成等により年々増加傾向にあり、平成21年度に目標値を達成しています。

(5) 重点目標5 食育への関心を高め、県民運動として推進しよう。

① 食育の推進に関わるボランティアの数 目標：5,170人(H22) 推移：4,694人(H17) → 5,182人(H22)
② 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合 目標：100%(H22) 推移：0%(H17) → 44.4%(H22)

食育の推進に関わるボランティアの数は順調に推移し、目標を達成しています。一方、食育推進計画を作成・実施している市町村は44.4%にとどまっています。

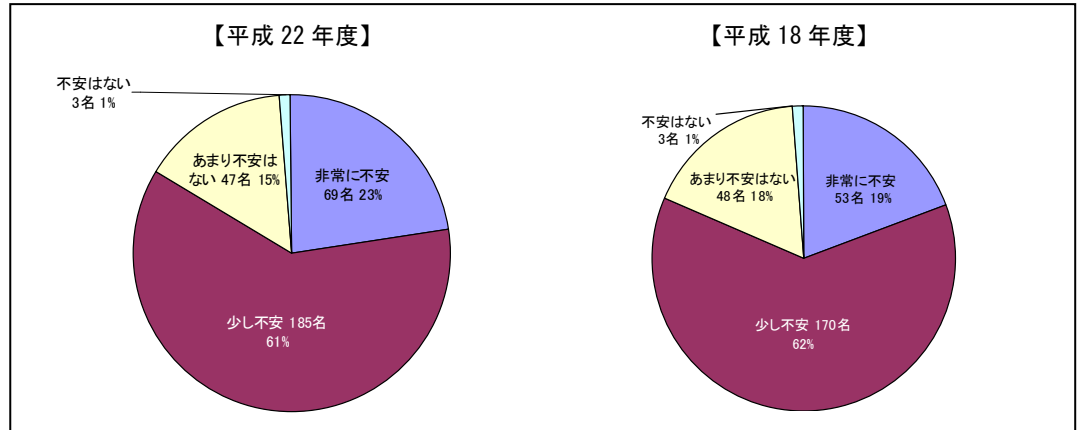
## 4 食に関する県民意識と外部環境の変化

(1) 食の安全及び食育に対する県民意識（平成 22 年度県政モニターアンケート調査結果）

### ア 食の安全に対する意識

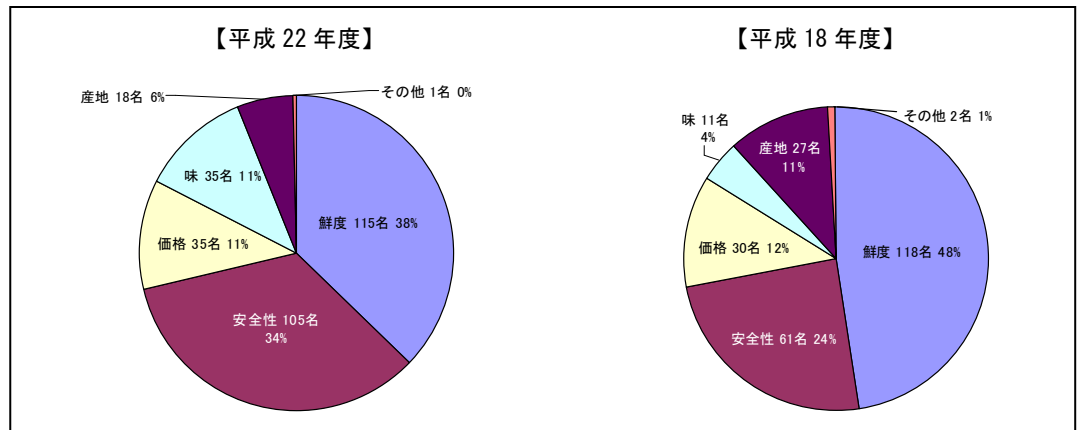
#### 食品の安全性に対する意識

食品の安全性について、「非常に不安」「少し不安」と答えた人は、全体の 84% であり、高止まりの傾向にあります。



#### 農産物を購入する際に重視する点

農産物を購入する際、「価格」よりも「鮮度」「安全性」を重視している人が多く、平成 18 年度調査結果と同様の傾向が見られます。



#### 食の安全に対する意識 全般の傾向

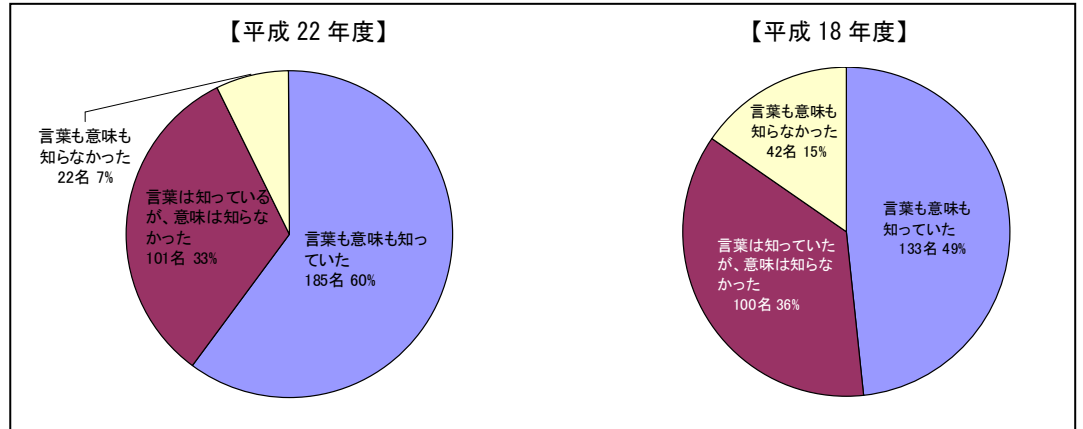
食の安全に対する意識は平成 18 年度とほぼ同様の傾向であり、ここからは県民が比較的高い不安感を持ちつつ、安全に関わる点に配慮しながら消費行動をしていることが伺えます。



## イ 食育に対する意識

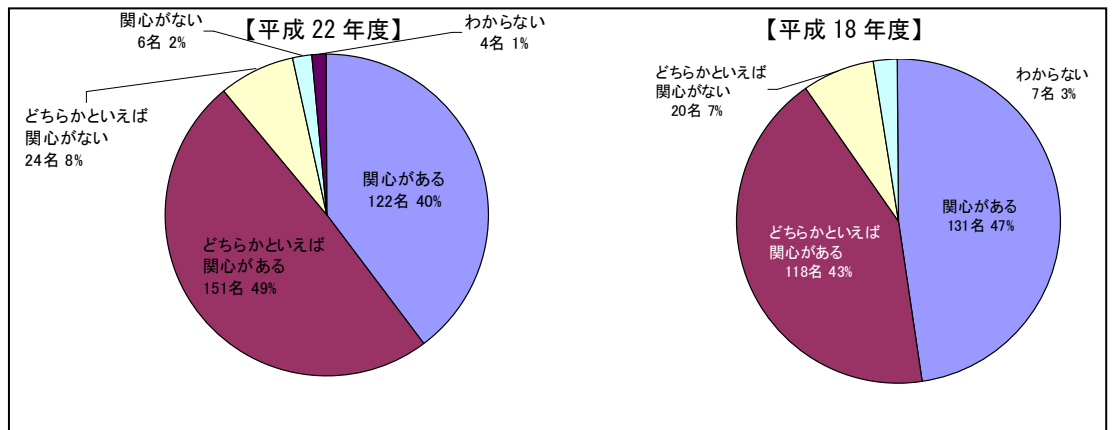
### 食育の認知度

「食育という言葉を知っている」と答えた人は 93%であり、平成 18 年度調査の 85%と比較して、8ポイント増加しています。



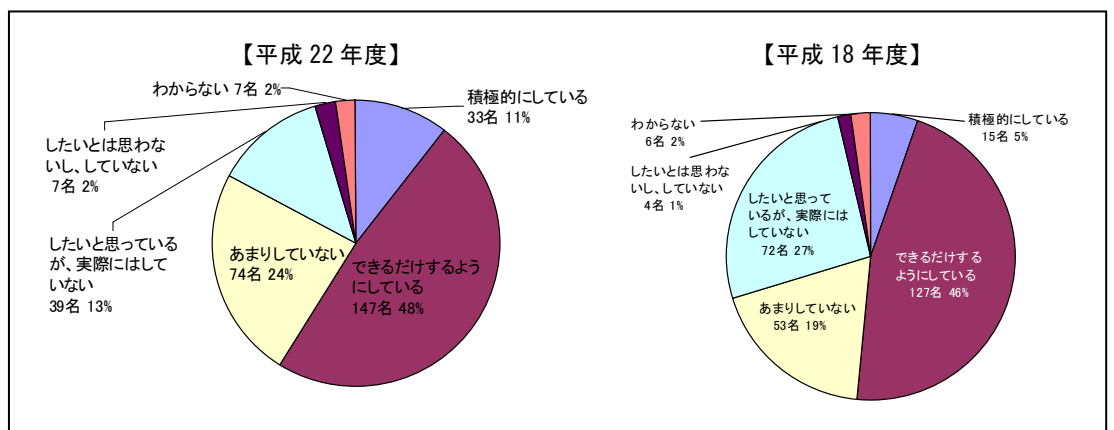
### 食育への関心度

食育に「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた人は 89%であり、平成 18 年度調査の 90%と同様の高い傾向を示しています。



### 食育活動の実践

食育活動を「積極的にしている」「できるだけするようにしている」と答えた人は 59%であり、前回調査の 51%より 8ポイント増加しています。



### 食育に対する意識 全般の傾向

食育に対する関心は高く、認知度も向上しています。食育活動を実践している割合も増加していることから、「周知」は一定のレベルに達しており、「実践」の段階へと移行していることが伺えます。

## (2) 外部環境等の変化

### ア 食生活環境の変化

近年、ライフスタイルの変化や核家族世帯・単身世帯の増加に伴い、家族がそろって食卓を囲む機会が減少するなど、食事の「孤食」や「個食」が増加していると言われてしています。

また、従来は家庭で行われていた調理や食事を外部に依存する、いわゆる「食の外部化」など、食の多様化が進んでいます。

さらに、食育において重要な役割を担ってきた家庭が十分な役割を果たせなくなってきており、子どもの食に関する問題への対応が必要となっています。

### イ 肥満、生活習慣病の増加

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足など栄養バランスの偏りが見られ、生活習慣の改善が必要となるなど、生活習慣病の予防及び改善につながる取り組みが喫緊の課題となってきています。

### ウ 食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり

食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生を契機として食の安全・安心への関心が高まる中、生産者・事業者には生産・流通過程における安全性の確保がより厳格に求められるとともに、消費者には食品の安全性に対する正しい知識や食を選択する力の習得がより一層必要となっています。

### Ⅲ 食育推進における課題

---

#### 課題 1 望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活の実践

##### ○ 望ましい食習慣の定着

- ・ 朝食の欠食率が、若い世代を中心に、未だ高い水準にあることから、正しい食習慣や生活のリズムを身に付けていくよう、引き続き取り組む必要があります。
- ・ 小学校高学年では欠食率の改善が見られ、朝食摂取の必要性がある程度浸透してきていると考えられます。今後は、栄養バランスはもとより、食卓を囲んでの家族のコミュニケーションなど質の面や、食材の買い物や調理経験など家庭における食育実践などに目を向けていくことが重要です。
- ・ 男女を問わず若い世代において、欠食率が高い水準にあります。今後は、小・中学校では、継続した食育活動の充実を図り、さらに高等学校・短期大学・大学・専門学校等においては、健全な食生活の実践を働きかける取り組みが期待されます。また、企業・事業所等においては、朝食の摂取・栄養バランスなど健全な食生活を実践するための取り組みが期待されます。

##### ○ バランスのとれた食生活の実践

- ・ 偏った栄養摂取による肥満や生活習慣病の増加が大きな問題となっており、県民のエネルギー摂取においても、脂質を過度に摂取する傾向が見られるため、生活習慣病の予防及び改善につながるバランスのとれた食生活を送るよう取り組む必要があります。
- ・ 食品群別摂取量の推移を見ると、緑黄色野菜を除く野菜類は各年齢層において増加傾向にあるものの、緑黄色野菜については若年層での摂取不足が見られるため、摂取量が少ない人たちが緑黄色野菜を摂取するよう普及啓発に取り組む必要があります。
- ・ 塩分摂取量は、改善が見られるものの、全国平均に比べて各年齢層とも多く、食事摂取基準による健康目標量である成人男性 9.0g/日未満、成人女性 7.5g/日未満を超えているため、家庭・地域への塩分を控えた味付けの指導とともに、味覚が形成される乳幼児期をとらえ、保護者への適切な情報提供に取り組む必要があります。
- ・ 国においても、第2次食育推進基本計画の重点課題として、生活習慣の改善の中で食生活の改善が極めて重要であるとし、生活習慣病の予防及び改善につながる食育について、国はもとより、地方公共団体、関係機関・団体等が連携して推進することとしています。

## 課題2 家庭における共食を通じた食育の推進

- ・ 食生活の基本は子どもの時期に形作られることから、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育を着実に推進していくことが重要な課題です。
- ・ また、家族や友人と囲む食卓でのコミュニケーションを大切にしながら食事を楽しむことは、生活の質を高め心豊かな人間性を育むことにつながります。
- ・ 特に、家族がともに食事をとる共食は、子どもへの食育を推進していく大切な場と考えられることから、保護者や子供に対して、食への関心と理解を深め、望ましい食習慣の実践に向けた取り組みが必要となっています。
- ・ それぞれの家庭の状況（仕事と生活バランスなど）等に配慮しつつ、学校、保育所、地域社会等とも連携して、家庭における食育推進の充実を図る必要があります。
- ・ 国においても、第2次食育推進基本計画の重点課題の一つとして、子どものうちに健全な食生活確立することが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものとし、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)、男女共同参画等の推進を踏まえ、学校、保育所等、更には地域社会とも連携して、家庭における食育の推進の充実を促進、支援するとしています。

## 課題3 農業体験等を通じた食への感謝の気持ちの醸成

- ・ 社会経済情勢の変化に伴い食の外部化等が進展する中で、「食」に対する感謝の念が薄らいでいます。また、農林水産省の平成 21 年度調査によると、家庭での食べ残し・廃棄などの食品ロス率は 3.7%となるなど、家庭においても食べ残しや食品の廃棄を発生させており、「もったいない」という物を大切に作る心が忘れられがちになっています。
- ・ 豊富な農畜水産物を生産している本県の特徴を活かし、農業体験や料理教室、学校給食など、様々な機会を通じて、「食」に関する知識を学び、「食」に対する感謝の気持ちを醸成するよう取り組む必要があります。

## 課題4 特色ある食文化の伝承

- ・ 本県の特色ある食文化に対する理解を促進し、それらを次世代に伝えていくことは、豊かな食生活を実現するために重要です。
- ・ 地域の食材を活用した郷土料理や伝統食など、本県ならではの食文化のすばらしさを再認識するとともに、次世代に継承する取り組みを進めていく必要があります。

## 課題5 地産地消の一層の推進

- ・ 本県では地域で生産された農産物等を地域で消費する地産地消を広く県民運動として展開し、これまで直売所数の増加や学校給食への県産農畜水産物の利用拡大など、一定の成果が見られます。
- ・ 新鮮で安全かつ安心して食べられる農畜水産物の確保や、消費者と生産者の交流促進は、食育推進の上からも重要であることから、地産地消の更なる推進に取り組む必要があります。

## 課題6 食に関する情報提供の促進

- ・ 食に関する情報が氾濫している中、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することは、安全で安心できる食生活を送るうえで欠かせません。
- ・ 本県においても、県民の多くが食への不安感を抱えていることから、自らの判断による食の選択を支援するため、食に関する正しい知識・情報の学習機会を充実させる必要があります。

## 課題7 食育県民運動の更なる推進による「生涯食育社会」づくり

- ・ 県内各地で地域に密着した食育活動を推進するためには、そのための基本となる食育推進計画を、市町村が可能な限り早期に策定することが必要です。
- ・ また、県及び市町村では、食育に関する活動を行う NPO 法人等民間団体や関係機関と協力しながら、食育を推進する中核となる人材の充実を図っていく必要があります。
- ・ 関係機関や中核となる人材のネットワークを活かし、子どもから高齢者に至るまで、ライフステージに応じた間断ない食育を県民運動として推進することにより、国が提唱する「生涯食育社会」の実現を目指していく必要があります。

## IV 食育推進の基本的な考え方

---

### 1 基本理念・基本目標

「第2次やまなし食育推進計画」の基本理念及び基本目標については、食育をめぐる本県の現状と課題、第1次計画の達成状況などを総合的に勘案し、今後も、これまで掲げてきた考え方を基本的に継承し、その実現を図るべきものと考えられますので、次のとおりとします。

#### 基本理念

すべての県民が、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことをめざします。

#### 基本目標

山梨の風土や文化等の特性を活かしながら、県民一人ひとりが「食」の大切さの意識を高め、健全な食生活を実践するとともに、豊かな人間性を育てます。

### 2 基本方針

食育基本法が制定され、それまで食生活の改善や学校給食などの様々な場面で個々の取り組みがなされてきた食育が、法を根拠として策定された「やまなし食育推進計画」のもとに体系的な施策として推進されて5年が経過しました。

この間、計画の基本方針に沿って掲げられた目標数値を達成できたものと、達成できなかった取り組み項目もいくつかありますが、大方の取り組みは所期の目標を達成しており、本県における食育は一步ずつ着実に進んでいるといえます。

しかし、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てる「食育」の取り組みは、今後も、継続して粘り強く進めていくことが肝要です。

そこで、第2次となる本計画を進めるにあたって、第1次計画に引き続き、次のとおり2つの基本方針を掲げます。

### 基本方針 1

家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携して食育に取り組み、食に対する感謝の気持ちを持ちながら、生涯にわたって健全な食生活を実践できる人づくりを推進する。

- \* 食は、人の生涯にわたって欠くことのできないものです。生涯にわたり心身の健康を保持し、生き生きと暮らしていく基本としてまず「食育」があるといえます。

私たち一人ひとりが、生涯を通じて、食物への感謝の気持ちを大切にしながら、家族や近隣、学校、職場、地域社会など、それぞれのライフステージに応じた様々な場や人間関係の中で、健全な食生活を維持し実践する「食育」の取り組みを進めていくことができるような、人づくりをめざします。

### 基本方針 2

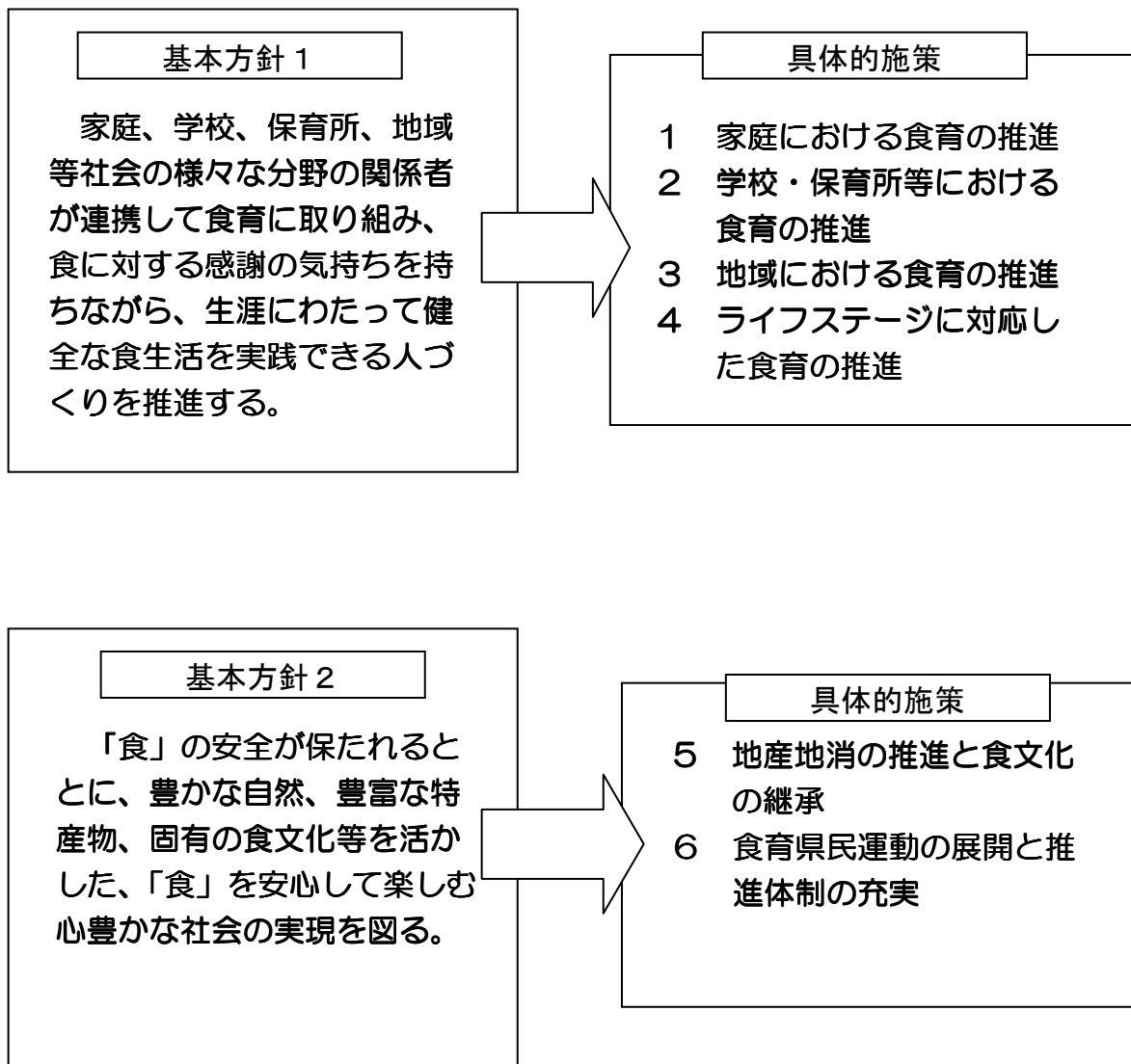
「食」の安全が保たれるとともに、豊かな自然、豊富な特産物、固有の食文化等を活かした、「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現を図る。

- \* 時代の変化とともに、食物の生産と消費との間の距離が遠ざかり、何より大事であり当たり前であった食の「安全・安心」への信頼が時として揺らぐことがあります。

豊かな自然とその自然に培われた四季折々の食物と特色ある食文化に恵まれる本県において、すべての県民が、将来にわたって豊かな食生活が享受できるよう、子どもからお年寄りまで、生産者から消費者にいたるまで、社会の様々な分野の関係者の協働作業の成果としての食育県民運動が大きく実を結ぶような社会づくりをめざします。

## V 食育推進に関する施策

### 施策体系





## 1 家庭における食育の推進

- ・ 家族が、食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、家庭における食の原点です。特に、朝食をしっかりと食べることは一日の生活のリズムを整え、健全な食習慣を導きます。家庭における教育力や生活力の向上も見据えながら、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上、望ましい食習慣を促進するため、家族ぐるみで、食に関する理解を深め、健全な食生活への意識の向上を図るなど、家庭における食育の実践につながる取り組みを推進します。
  
- ◇ 「早寝 早起き 朝ごはん」国民運動推進協議会の活動への協力等、規則正しい生活や朝食の欠食状況の改善を図ります。
  
- ◇ 「家庭教育手帳」の活用の促進、幼児教育番組の放映及びビデオの貸し出し等により家庭における基本的なしつけ等、食育を含む子育て情報を提供します。
  
- ◇ 食生活改善推進員による親と子を対象とした食育教室、男性を対象とした料理教室等の開催を通して、男性の食育への積極的な参加、家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図ります。
  
- ◇ 親子や高校生などを対象とした体験学習を通して、食や農業に関する関心を高め理解を促進する機会を提供します。
  
- ◇ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。※再掲
  
- ◇ バランスのとれた食生活の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド（仮称）等の普及や、山梨版食事バランスガイド等の利用を推進します。※再掲
  
- ◇ 食生活改善推進員等による、子どもから老人までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。※再掲

## 2 学校・保育所等における食育の推進

- ・ 学校・保育所等は、「給食」の時間をはじめとして、個々の授業や体験学習など教育活動全般を通して、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。このため、児童生徒の健全な食生活の実現と心身の成長を図り生涯を通じて健康で心豊かな食生活が営めるよう、地域や家庭とも連携しながら、食育指導の一層の充実に向けた取り組みを推進します。なお、高等学校や大学、専門学校等においても、健全な食生活の実践に向け、各教育段階や専門性に即した食育の取り組みを進めます。
- ◇ 朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、「学校における食育推進のための指導手引き」に沿って、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、各学校で、全職員が協力して、「食に関する指導全体計画及び年間指導計画」を作成し、学校・家庭・地域の連携による食育を推進します。
- ◇ 栄養教諭の計画的な配置拡大を図るとともに、教職員の初任者研修、10年経験者研修等において、食育に関する講座を位置づけるなど、研修内容の充実や食育指導体制の充実を図ります。
- ◇ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。
- ◇ 栄養教諭・学校栄養職員と養護教諭を中心に、保護者と学校が連携を図りながら児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、食物アレルギーや肥満等についての個別指導や集団指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。
- ◇ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。
- ◇ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。 ※再掲
- ◇ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。 ※再掲

- ◇ 給食献立表や給食だより等の配布、親子料理教室や学校給食試食会等の取り組みにより、食育の普及を図ります。
- ◇ 栄養教諭・学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対して感謝する心を育てます。
- ◇ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。※再掲
- ◇ 賢い消費者としての視点から食を主体的に選択する力（食の自己管理能力）を育む等、教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導をさらに充実させます。
- ◇ 農林水産業者等と連携し多様な体験活動の実施を推進するためのネットワークの構築に努めます。
- ◇ 保育所（園）長や調理担当職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性等についての理解を促進します。
- ◇ 県と大学との連携による食育推進の取り組みとして、食に関する講義への県職員の出講、附属幼稚園・保育園における学生による食育ボランティア活動に係る研修の実施、県産食材を活用した創作郷土料理や旅館向けヘルシーメニューの開発、県産林産物を活用した新たな料理レシピの開発などを進めます。

### 3 地域における食育の推進

- ・ 食は日常生活そのものであり、家庭や学校以外でも、地域における生活のあらゆる場面が食育推進の大切な場となることから、食育についての様々な関係者が様々な機会をとらえて、県民一人ひとりの健全な食生活の実践に向けて取り組みを進めます。

また、体験型ツーリズムに対するニーズの高まりなどを背景として、食を支える本県の農業・農村資源は貴重な観光資源でもあることから、地域を活性化する新たなインフラストラクチャとしての食育を進めます。

- ◇ バランスのとれた食生活の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド（仮称）等の普及や、山梨版食事バランスガイド等の利用を推進します。
- ◇ 食生活改善推進員等による、子どもから老人までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。
- ◇ 栄養士・調理師・食生活改善推進員等への研修会等を開催し、地域における栄養相談や食生活改善の取り組みの充実を図るとともに、特定給食施設等への監視・指導・助言を通じて、食育の推進を図ります。
- ◇ 健康相談等による妊産婦や乳幼児に関する栄養指導、離乳食・アレルギー・味覚等に関する情報の提供、愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。※再掲
- ◇ 市町村による健康づくりのためのモデル的な取り組み等、地域における栄養・食生活の改善等を通してメタボリックシンドローム予防のための取り組みを推進します。 ※再掲
- ◇ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県ホームページ等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介など情報を提供します。
- ◇ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。 ※再掲

- ◇ 農産物等の直売や加工体験、地域情報等を提供する施設、市民農園、体験農園の整備を促進し、生産者と消費者の交流の場を提供します。
  - ◇ 山梨の特性を活かしたグリーンツーリズムを創出するため、交流体験ツアーのプログラムづくりや旅行代理店等への販売促進活動を支援します。
  - ◇ 小中学校等が実施する農業体験等を組み込んだ多様な体験型教育旅行に対応するため、農村体験メニューづくりや農家体験民宿の開業を支援します。
  - ◇ 県観光パンフレットやホームページをはじめ、交流体験ツアー、PR活動等を通じて、地域食材を生かした料理等の情報やグリーンツーリズムでの農業体験、イベント等の情報を発信します。
  - ◇ 食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、きのこ鑑定会、県政出張講座等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。
- ※再掲

#### 4 ライフステージに対応した食育の推進

- ・ 県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、子どもから成人、高齢者に至るまで、生活習慣病の予防等に向けた食生活の改善など、ライフステージに応じた食育を推進し、生涯食育社会の構築に向けて取り組みを進めます。
  
- ◇ 健康相談等による妊産婦や乳幼児に関する栄養指導、離乳食・アレルギー・味覚等に関する情報の提供、愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。
  
- ◇ 各事業所への出前健康講座や衛生管理者への生活習慣病予防講習会等による情報の提供や生涯を通じた保健サービス提供体制の整備を図ります。
  
- ◇ 市町村による健康づくりのためのモデル的な取り組み等、地域における栄養・食生活の改善等を通してメタボリックシンドローム予防のための取り組みを推進します。
  
- ◇ 「歯の衛生週間」、県民歯科保健大会の開催等、生涯を通じた歯の健康づくり（8020運動）により、食生活を支える口腔機能維持・向上の推進を図ります。
  
- ◇ 食生活改善推進員等による、子どもから老人までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。 ※再掲
  
- ◇ バランスのとれた食生活の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド（仮称）等の普及や、山梨版食事バランスガイド等の利用を推進します。 ※再掲

## 5 地産地消の推進と食文化の継承

- ・ 本県は様々な特色ある食物を生産しています。また、大都市に隣接しながら恵まれた自然の中で、特色ある食文化を発展させてきました。

地元で生産された新鮮で安全な県産食材を地元で消費することにより、食に関する県民の理解と関心を高めるとともに、特色ある食文化を継承しながら、これまで積み重ねた食に関する経験を学び、一層豊かな食文化を醸成していきます。
- ◇ 地元農畜水産物やきのこ、山菜等の特産品産物の地産地消に取り組むとともに、市町村の地産地消の推進を支援し、地域への県産食材の供給体制を整備します。
- ◇ 地産地消を県民運動として定着させていくため、地産地消推進大会を開催するとともに、消費者、生産者、流通・販売事業者から募集した地産地消サポーターの拡大を一層推進します。
- ◇ 「県産食材の日」や「ふるさと特産品フェア」、「特産品フェア」、「県産品愛用キャンペーン」等の様々なイベントやテレビ、ビデオ、新聞、県政出張講座等の様々な媒体を通じて、地産地消のPR活動を展開します。
- ◇ 農産物直売所の経営安定を図るため、専門家による経営管理や商品管理のセミナーを開催するとともに、県内の直売所を紹介するホームページの充実等により、直売所の利用促進を図ります。
- ◇ 農産物直売所の利用者が求める地元農産物を安定して供給できるよう、生産品目の増加や周年生産、さらには直売所間の相互連携を促進します。
- ◇ 県独自の認証基準を満たした品質等が特に優れた県産農産物を「特選農産物」として認証し、県産農産物全体のレベルアップとイメージアップを図ります。
- ◇ 「甲斐のこだわり環境農産物」の認証やPR等を行い、環境にやさしい農業を推進します。
- ◇ 消費者の食の安全・安心に対する関心が一段と高まる中で、消費者から信頼される農産物の生産を行うため、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境保全型の農業生産方式の導入を推進します。

- ◇ 商工会によるむらおこしや中小企業によるやまなしブランド形成の取り組みを助成し、特産品の開発や販路拡大、情報発信を支援します。
- ◇ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。
- ◇ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。
- ◇ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。  
※再掲
- ◇ 調理師や栄養士、食生活改善推進員等による食の祭典等のイベントや親子料理教室等の各種機会を通じて、郷土料理を活用し、食文化の継承を推進します。
- ◇ 「いきいき山梨ねんりんピック」などの各種イベントにおいて、郷土料理の紹介を行い、食文化の継承を図ります。
- ◇ 食生活改善推進員や農村女性グループ等が作成した郷土料理集等を収集し、県の食育ホームページでの発信を通じて、郷土料理や特産品を活用した新たな料理の普及を図り、豊かな食文化を継承します。
- ◇ ワイン酒造組合、ぶどう生産農家、行政等で構成する「ワイン産地確立推進検討会」の取り組みや国産ワインコンクール、ワインまつり、ワインキャンペーン等の様々なイベントを通じて、山梨県産ワインの高品質化やブランド化、消費拡大に取り組むとともに、ワインを本県の風土が育んだ食文化として発信します。
- ◇ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。
- ◇ 栄養教諭・学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対して感謝する心を育てます。 ※再掲



## 6 食育県民運動の展開と推進体制の充実

- ・ 食育の取り組みは、県民一人ひとりが生涯にわたってねばり強く継続していくことが重要ですが、一方で、行政、関係者・関係団体が、それぞれ推進に向けた体制を整え、相互に連携・協力しながら力を合わせて展開していくべき県民運動でもあります。そのためには、関係者が、日常的に食に関する知識の習得や情報提供を受けるとともに、活発な意見交換が行われるような機会と場の提供について充実を図ります。
  
- ◇ 知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」において、食育に係る施策を総合的・計画的に推進します。
  
- ◇ 市町村への巡回訪問等を通じて、市町村食育推進計画の策定を促進します。
  
- ◇ 全国の都道府県で構成する「全国食品安全自治ネットワーク」において、食を巡る現状や課題等についての情報交換や意見交換を行い、効果的な食育運動の展開に取り組みます。
  
- ◇ 県民運動として食育を盛り上げるため、食育関係団体等で構成する「山梨県食育推進協議会」を通じて、県民の自発的な食育実践活動等を促進します。
  
- ◇ 「食育月間」に合わせた啓発や食育情報の提供、「食育推進シンポジウム」の開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。
  
- ◇ 「食育月間」、「食育の日」などにあわせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「県民の日」や「健やか山梨21推進大会」、「愛育大会」、「県民歯科保健大会(歯科保健のつどい)」、「青少年健全育成推進大会」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。
  
- ◇ 「食の安全・食育推進大会」や「食のやまなし地産地消推進大会」等において、食育の推進や地産地消に取り組む団体を表彰し、食育や地産地消についての県民意識の高揚を図ります。
  
- ◇ 「食育推進ボランティア」を対象とした研修会等を開催し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。

- ◇ NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食育活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。
- ◇ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県ホームページ等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介など情報を提供します。※再掲
- ◇ 栄養士会による電話相談や児童館・事業所等での栄養相談、市町村広報誌への情報提供等の取り組み、調理師会や食生活改善推進員会等の活動による食育に関する情報提供等の取り組みを促進します。
- ◇ 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進します。
- ◇ 食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、きのこ鑑定会、県政出張講座等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。
- ◇ 県民から募集した「食品表示ウォッチャー」の活動や食品表示合同調査、食品表示実態調査を通じて、県民と食品関連事業者への食品情報に関する制度の普及を図ります。
- ◇ 県産牛肉情報掲載ホームページ等による「牛肉トレーサビリティ」制度の適切な運用や、農家等への農薬・肥料等の使用履歴記帳を促進します。
- ◇ 「山梨版食事バランスガイド」等や食品の安全性や栄養等、様々な内容を盛り込んだ県の食育ホームページ等を通じて、県民が必要とする情報を提供するとともに、食育への取り組みを促します。
- ◇ 県ホームページや生活情報誌「かいじ号」、各種パンフレット等により、食育活動事例や食品の安全性、栄養・食生活の改善について情報を提供するとともに、食についての総合窓口「食品安全110番」を通じて、県民からの食の安全・安心全般の相談や苦情、情報提供等を受け付けます。
- ◇ 県政モニターや各イベントでの食育アンケート、県民の栄養摂取状況や健康状態、生活習慣病等についての「県民栄養調査」、公立学校における健康診断や「新体力テスト・健康実態調査」を食育推進施策の基礎資料とするとともに、必要な情報を提供します。

## VI 重点項目と数値目標

### 1 重点項目

#### 重点項目 1 望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活実践の普及

##### 【取り組み方向】

- ・ 朝食をしっかりと食べることは、1日の生活リズムのスタートでもあり、健康的な日々を過ごすため不可欠であることなどを食に関する基本的な知識として、家庭や学校等において習得させ、朝食を欠食する人を減らしていきます。
- ・ 家庭・保護者に対する学校・保育所等からの情報提供や、健康診査等による情報提供、「早寝 早起き 朝ごはん」国民運動などと連携し、望ましい食習慣やバランスのとれた食事の実践に向けて効果的な普及啓発を進めます。
- ・ 大学等や企業における食育の推進を図るため、モデル事例の紹介や社員食堂や社内ニュースへの活用のための適切な情報提供などを通じて、取り組みの促進を図ります。
- ・ 生涯を通じて健康な生活を送るために、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るそれぞれの年代や生活スタイルに応じた食育が実践できる環境づくりを推進します。
- ・ 「食生活指針」や「食事バランスガイド」、「食育ガイド（仮称）」を活用した普及啓発や、健康的な食生活のために必要な情報の提供を通じて、地域全体でのバランスのとれた食事やおいしい「うす味料理」の実践を普及していきます。
- ・ 全市町村への管理栄養士等の配置を促進するとともに、管理栄養士等の資質向上のための研修会を開催していきます。

#### 重点項目 2 家族一緒に食事をする「共食」の推進

##### 【取り組み方向】

- ・ 家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもに望ましい食習慣を身につけさせ健全な心身を培う食育の時間・場として重要であり、同時に朝食の欠食や孤食・個食の削減にも効果的と考えられることから、学校・保育所、地域等とも連携して、家族との共食を可能な限り推進することを中心とした家庭における食育推進の充実を図っていきます。
- ・ また、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）や男女共同参画の観点からも、家族揃って食事をすることの意義を再認識することにより、家庭における食育推進の充実を図っていきます。

### **重点項目 3** 食への感謝の気持ちを醸成する体験活動の普及

#### 【取り組み方向】

- ・ 農林水産業の生産現場を実際に体験する機会の提供や、消費者と生産者との交流の機会を促進するための取り組みを進めます。
- ・ 特色ある本県農林水産物を活用した、料理教室や食品加工体験など、様々な機会を通じて、食に関する学びや感謝の気持ちの醸成につながる取り組みを進めます。
- ・ 市町村において既に行われている様々な農林水産業体験事業がより効果的な取り組みとなるよう、各市町村における計画策定を含めた教育ファーム事業の促進などを図っていきます。

### **重点項目 4** 地産地消の一層の推進と特色ある食文化の継承

#### 【取り組み方向】

- ・ 地産地消サポーターの活動や、直売所における地場農産物の取扱等を通じて、地元で収穫された新鮮で安全な農産物を地元で消費する地産地消を推進し、県民運動として更なる定着を図ります。
- ・ 学校給食への県産食材の提供拡大を図るため、農産物等の情報提供に努めるとともに、地域における関係者の連携を更に深める取り組みを行います。
- ・ 地域で育んできた伝統食など豊かな食文化を次世代に伝えていくため、学校給食における伝統食や行事食の提供や地域における料理教室等の取り組みを促進します。
- ・ 県のホームページ等を活用し、伝統食や新たな郷土食などに関する情報を、県民にわかりやすく提供します。

### **重点項目 5** 食育県民運動の展開による「生涯食育社会」づくりの推進

#### 【取り組み方向】

- ・ 「山梨県食育推進協議会」などの取り組みを通して、教育、農業、産業など関係分野との幅広いネットワークを整備します。
- ・ 地域における食育推進の取り組みを体系的に進めるため、市町村食育推進計画の策定を促進します。
- ・ 食育への理解を身近な場面で進める手段として、食生活改善推進員等を始めとする「食育推進ボランティア」は重要な役割を果たしていることから、ボランティア登録の更なる促進を図るとともに、研修会等の充実による活動の質の更なる向上を図っていきます。

- ・ 食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化伝承など食育の各分野を担う人材の発掘と資質向上を図るとともに、これらの人材を相互に連携・活用していくために、県や市町村でコーディネートしていく取り組みを検討します。
- ・ 学校給食実施校においては、栄養教諭が食に関する指導の一環として、家庭や地域と連携した食育の推進に取り組んでいることから、栄養教諭の計画的な配置拡大を図っていきます。
- ・ 食品のリスクなどに関する科学的知見に基づく正しい理解や判断を促進するため、関係者や県民参加による意見交換や情報提供を推進します。
- ・ 農業や食品関連事業者、消費者団体、NPO法人などと連携し、それぞれの資源を活かした食育の取り組みを促進します。

## 2 数値目標

### 基本方針1関係

【生涯にわたり健全な食生活を実践できる人づくり】

重点項目① 望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活の実践

重点項目② 家族と一緒に食事をする「共食」の推進

重点項目③ 食への感謝の気持ちを醸成する体験活動の普及

数値目標1 朝食の欠食率（子ども：14歳以下）

現状（H21 県民栄養調査）	H27 目標
（ほとんど食べない） 1.3%	0%に近づける

数値目標2 朝食の欠食率（男性20歳代）

現状（H21 県民栄養調査）	H27 目標
（ほとんど食べない） 30.0%	15%以下

数値目標3 朝食の欠食率（男性30歳代）

現状（H21 県民栄養調査）	H27 目標
（ほとんど食べない） 17.9%	15%以下

数値目標4 食事バランスガイド等の周知度（15歳以上）

現状（H21 県民栄養調査）	H27 目標
（見たことがある） 46.6%	55%以上

数値目標5 メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事や定期的な運動を実践している人の割合（15歳以上）

現状（H21 県民栄養調査）	H27 目標
（既にできている） 29.4%	50%以上

数値目標6 朝食の孤食率（子ども：14歳以下）

現状（H21 県民栄養調査）	H27 目標
（一人だけで食べる） 14.7%	12%以下

## 基本方針 2 関係

【「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現】

重点項目④ 地産地消の一層の推進と特色ある食文化の継承

重点項目⑤ 食育県民運動の展開による「生涯食育社会」づくり

数値目標 7 地産地消サポーター登録人数

現状(H21 末)	H27 目標
約 1,230 人	1,500人以上

数値目標 8 学校給食における地場産物の使用割合（食材ベース）

現状(H21)	H27 目標
23.2%	30%以上

数値目標 9 「食に関する指導全体計画」を作成している学校の割合  
(小・中・高・特支全体)

現状(H22)	H27 目標
74.0%	100%

数値目標 10 食育の推進に関わるボランティアの数

現状(H22 末)	H27 目標
5,182 人	5,500 人

数値目標 11 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合

現状(H22 末)	H27 目標
44.4%	100%

## VII 計画の推進にあたって

### 1 推進体制

#### (1) 県における推進体制

この計画の施策・事業は、知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」をはじめとする庁内推進体制により、関係部局の連携・協力のもと、総合的かつ計画的に推進します。

#### (2) 県民運動としての食育推進体制

関係する民間団体、行政機関等で構成する「山梨県食育推進協議会」を推進主体として、国・県・市町村・教育関係者・生産者・事業者等が協働して取り組みます。

### 2 関係者の役割

#### (1) 県民

県民一人ひとりが、食育の実践主体として、家庭、学校、地域等、社会のあらゆる場において、食に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活の実現に努めることが期待されます。

また、食に感謝する心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことに努めるとともに、食育活動に主体的に参加し実践することが期待されます。

#### (2) 教育関係者等

学校、保育所等教育関係者等には、家庭や地域等との連携を図りながら、あらゆる機会や場所を利用して、望ましい食習慣の形成等に向けた子どもへの食育に積極的に取り組むとともに、食に関する指導を行う職員の資質向上や食育指導体制の整備に努めることが期待されます。

#### (3) 生産者・食品関連事業者等

農林水産物の生産、食品の製造・加工・流通・販売又は食の提供を行う者は、学校・地域等との連携を図りながら、食育に関する様々な体験機会や情報の提供、地産地消などの取り組みを通じて、積極的に食育活動を進めることが期待されます。



(4) 県

食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民が行う食育推進のための取り組みを、関係機関・団体等との連携を密にしながら促進します。

(5) 市町村

地域住民や関係団体と連携協力して、地域の特性を活かした市町村食育推進計画に基づき取り組みを実施し、地域における食育の円滑な推進に努めることが期待されます。

### 3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、進捗状況の把握や評価を実施し、適切な進行管理に努めます。

また、計画は必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては関係者の意見等を反映させていきます。